

上尾市立学校施設の開放について（校庭・体育館）

○目的

市民のスポーツ及びレクリエーション並びに生涯学習の場の確保を図るため、学校教育に支障の生じない範囲内で上尾市教育委員会の所管に属する小学校及び中学校の学校施設を市民に開放して、その利用に供し、もってスポーツの振興及び生涯学習の推進に寄与することを目的とする（上尾市立学校施設の開放に関する規則第1条）。

○開放時間

区 分	利用施設		利 用 時 間
土 曜	校 庭	小・中学校	13:00～18:30（日没まで）
	体育館	小 学 校	8:00～21:00
		中 学 校	12:00～21:00
日曜・休日	校 庭	小・中学校	8:00～18:30（日没まで）
	体育館	小・中学校	8:00～21:00
平日（月～金曜）	体育館	小・中学校	19:00～21:00

※12月29日～翌年1月3日までの期間は除きます。

※学校行事や部活動などが優先のため、開放時間内であっても利用できない場合があります。

また、学校施設開放運営委員会によっては、学校や地域住民との調和のため、上記利用時間内でも利用制限をしている場合があります。

※学校と近隣住民の理解を得て開放しています。利用時間を厳守してください。

○登録要件

- ・スポーツ又はレクリエーション活動を目的として活動している団体であること
- ・団体の構成員が10人以上の団体であること
- ・団体の構成員がおおむね市内に居住又は通勤し、もしくは通学していること
- ・団体の事務所（事務所を有していない団体は、代表者の住所）が市内に存すること
（利用できる学校は、その住所の通学区域内に限る。重複登録不可）
- ・政治的活動、宗教的活動、営利活動を目的とする団体でないこと
- ・学校及び学校施設開放運営委員会の求めに応じ、学校・地域活動に貢献すること

○利用するまでの手順

1. 利用状況の確認

学校施設開放では、地域スポーツ活動の場として円滑な開放になるよう、学校毎に学校施設開放運営委員会を組織し、運営と利用調整を図っています。利用したい学校の学校施設開放運営委員会と連絡を取り、希望する利用頻度や時間に利用できるかを確認し、調整してください（学校によっては、すでに多くの利用団体が登録されており、利用困難な場合もあります）。

2. 利用団体登録

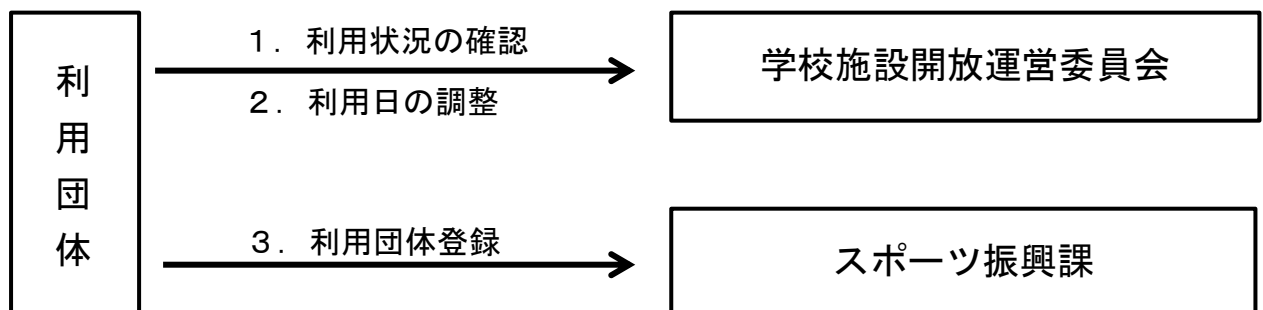
スポーツ振興課に「学校開放施設利用団体登録申請書」と「利用団体構成員名簿」を提出してください。申請事項を確認のうえ、「学校開放施設利用団体登録証明書」を交付します。また、同時に交付する証明書「運営委員会控」を利用する学校施設開放運営委員会に提出してください。

※登録要件は、裏面に記載している「登録要件」を確認してください。

3. 利用日の調整

学校毎に学校施設開放運営委員会の会議を定期的に行っています。他の利用団体と利用日の調整を図るため、会議に出席してください。

※利用するまでの手順イメージ



上尾市教育委員会教育総務部スポーツ振興課
連絡先：048-781-8112